

平成29年度離島対策事業協力評価報告書

<2018年8月27日実施>

第三者委員会

No. 10	都道府県名：鹿児島県	市町村等名：徳之島町				
対象地域：徳之島地域 (徳之島町、天城町、伊仙町)	世帯数 [※] ： 10,467	人口 [※] ： 23,513				
事業実施期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日	海上輸送を行う者：徳之島町より補助を受けた者から委託を受けた第三者					
海上輸送の方法：特定家庭用機器廃棄物を積載したコンテナを船舶に積み込み輸送する。						
1 輸送単位当たりの台数（少頻度多量輸送時）： 少頻度多量輸送以外の輸送方法で実施						
輸送事業区分： 補助事業			引渡実績集計方法： 協会集計方式			
	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶式及びプラ ズマ式テレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
事業実施期間中の 輸送量（台）	327	179	184	398	522	1,610
交付した助成金額（円）	258,330	110,980	114,080	640,780	501,120	1,625,290

※：世帯数及び人口は、平成27年国勢調査値

参考：事業協力実施年度 平成21、22、23、26、27、28、29、30年度

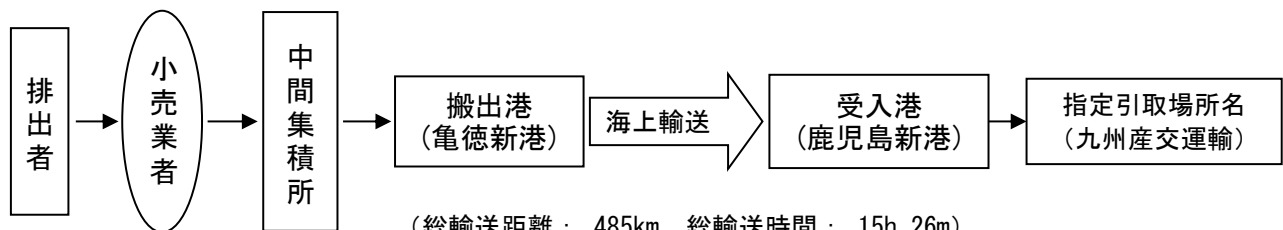
I. 輸送の効率化（少頻度多量輸送）の評価

1台当たりの海上輸送費用は、10ftコンテナ満載以上の見積価格で運用されており、少頻度多量輸送と同等の効率的輸送と認められる。

II. その他 市町村の責務の遂行状況の評価

- ① 排出者の負担は助成単価と同額分軽減されていると認められる。
- ② 対象地域からの排出量のほぼ全てが、覚書に記載された輸送事業の対象になっていると認められる。
- ③ 徳之島町の責務（I. 及びII. ①、②の責務を除く。）は適切に遂行されていると認められる。

■ 輸送経路



輸送距離：中間集積所→搬出港(0km) 搬出港→受入港(468km) 受入港→指定引取場所(17km)
 輸送時間：中間集積所→搬出港(0h 0m) 搬出港→受入港(15h 0m) 受入港→指定引取場所(0h 26m)